

特記仕様書

選択肢中の「■」の項目を適用する。

1 工事等委託件名

新宿コズミックセンタープラネタリウム設備改修工事等委託

2 工事場所

東京都新宿区大久保三丁目1番2号

3 建物概要

SRC造. 地上8階. 地下3階. 延床面積 18689.66㎡ (塔屋階含む)

4 工事箇所

新宿区立教育センター8階 プラネタリウム

5 工期

契約締結の翌日から令和9年6月30日まで

工事の概成工期 令和9年5月31日まで

6 一般事項

(1) 本工事の施工は、「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）」に基づき実施し、これに定めのない事項、又はこれにより難しい事項については、本特記仕様書及び設計図面による。なお、標準仕様書の適用は、以下のとおりとする。

ア 「1.1.1(1)」「1.1.1(3)イ」「1.1.5(3)」「1.1.6(3)」「1.1.7(1)」「1.1.8」を除き、適用する。

イ 本文中の「契約書」は、区が使用する「契約約款」と読み替えて適用する。

ウ 「1.1.2(17)」において、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類に限り、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする。

エ 「1.1.2(25)」の「東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲第175号）第2条第2号」は、「新宿区契約事務規則(昭和39新宿区規則第15号)第57条」と読み替えて適用する。

オ 「1.1.6(2)イ」の「東京都」は、「新宿区」と読み替えて適用する。

カ 「1.1.19」における保険の加入及び事故の補償については、受注者は本工事に従事する者を法定外の労災保険(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

キ 「1.1.19」における建設業退職共済制度の適用については、自社独自の退職金制度または他の退

職金共済等に参加している場合は、その写しを提出すれば足りる。

ク 「1.1.24」の「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」は、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例等」と読み替えて適用する。

ケ 「1.1.25 不当介入に対する通報報告」は、次のとおり読み替えて適用する。

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合は、「新宿区契約における暴力団等排除措置要綱」及び「暴力団等排除に関する特約条項」により、監督員への報告及び警視庁管轄警察署へ届出を行う。なお、区民保養施設の工事の場合は、「警視庁」を「都道府県警察」と読み替える。

コ 「1.3.5(1)ア」の「東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)」は「新宿区の休日定める条例(平成元年新宿区条例第1号)」、「東京都」は「新宿区」と読み替えて適用する。

サ 「1.4.4 材料の検査等」(1)の「東京都検査事務規程」は、「材料検査実施基準(新宿区総務部施設課)」と読み替えて適用する。

(2) 受注者は以下の書類等を提出する。なお、電子データを提出する際には、専用のソフトウェア等で「マルウェア」がないことを確認したデータを提出すること。

ア 「受注者提出書類処理基準(新宿区総務部施設課)」(以下「処理基準」という。)に定める書類

イ 工事記録写真

(ア) 写真撮影は、別に定める「工事記録写真撮影要領(新宿区総務部施設課)」によるものとする。

工事写真帳として整理し、原則として工事完了検査日の7日前までに提出する。

(イ) 工事完了後、全ての写真を電子データ化し、CD-R等の電子媒体で提出する。

CD-R等本体に「工事件名」「工期」「受注者名」を記載する。

(以下の「しゅん功図面」と同一のCD-R等でも可)

ウ 工事完了図書

工事完了後、1か月以内に以下のしゅん功図書等を提出する。なお、以下の書類のうち、監督員の指示があった書類については提出を不要とする。

(ア) しゅん功図面

図面データ 1式

原図の図面データとし、データ形式は「jww」及び「PDF」の2種とする。またCADデータを「jww」以外で作成した場合、元データの形式のデータも提出する。

(イ) 施工図

a 簡易製本 部

b 図面データ 1式

データ形式は「jww」及び「PDF」の2種とする。またCADデータを「jww」以外で作成した場合、元データの形式のデータも提出する。

(ウ) 製作図、機器完成図等 正副各1部

(監督員の指示がある場合、PDFデータも提出すること。)

(エ) 引渡書及び引渡品一覧表 正副各1部

(オ) 官公庁提出書類 3部

(監督員の指示がある場合、PDFデータも提出すること。)

(キ) その他、監督員が指示するもの

- (3) 受注者は工事の施工にあたり、工事の円滑な進捗を図るとともに、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)等に定める工事に関する諸法令を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は設計図書に明示していない事項のうち、工事の性質上及び法律上必要と判断できる場合は、監督員と協議して施工する。
- (5) 設計図書の内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、受注者は監督員と協議する。協議は、緊急の場合を除き書面により行う。また監督員と協議した事項は、記録を整備する。

8 主任技術者及び監理技術者等

- (1) 受注者は、建設業法第 26 条第 1 項に基づき、主任技術者を置く。
- (2) 受注者は、契約金額が 4,500 万円(当該建設工事が建築一式工事のものにあつては 9,000 万円)以上の場合、建設業法第 26 条第 1 項及び第 3 項に基づき、主任技術者を現場ごとに専任で置く。なお、契約変更後に契約金額が 4,500 万円(当該建設工事が建築一式工事のものにあつては 9,000 万円)以上となった場合を含む。ただし、次の(3)に該当する場合は、専任の主任技術者に代え、専任の監理技術者を置くものとする。
- (3) 受注者は、建設工事を施工するために締結した下請契約の契約金額(当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの契約金額の総額)が 5,000 万円(当該建設工事が建築一式工事のものにあつては 8,000 万円)以上の場合は、建設業法第 26 条第 2 項に基づき、監理技術者を置く。
- (4) 当該工事において、建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用を受ける主任技術者を配置する場合、別に定める「新宿区が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に係る運用基準」による。また、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)を配置する場合、別に定める「新宿区が発注する工事における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の適用に係る運用基準」による。標準仕様書「1.1.5」における現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の変更は、原則として、病気及び退職等、監督員がやむを得ないと判断した場合による。途中交代又は専任から非専任に変更する場合は、監理技術者等の技術力が同等以上に確保され、かつ工事の継続性及び工事の品質確保に支障がないことが確認され、監督員の承諾が得られたときに限り変更を認める。
- (6) 監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (7) 監理技術者等は、「建設業法」に基づき、腕章及び監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)等を携帯する。
- (8) 受注者は、工事現場に監理技術者等の氏名、資格名及び資格者証交付番号を記載した標識を、公衆が見やすい場所に掲示する。

9 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているか否かの点検を監督員に求められた際には、速やかに応じる。
- (2) 受注者は、施工体制台帳の写し、施工体系図の写し及びその掲示状況の写真を監督員に提出する。
なお、工事現場の体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省で定めるものを講じている場合を除く。
- (3) 施工体系図には一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

10 工事区分

工事区分は別紙「工事区分表」によるものとする。ただし、改修工事等で図面又は本特記仕様書により区分が分かるものは、工事区分表によらない。

11 事故発生時の措置

施工期間中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したとき、受注者は直ちに応急措置等所要の措置を行う。この場合、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに監督員に報告する。

12 補償

- (1) 工事に伴う第三者への損害の補償は契約約款第 27 条各項の定めによるが、受注者は損害が発生しないように努めるものとする。
なお、損害が予想される場合は相手方の立会いの上、写真撮影をするなどあらかじめ調査する。
- (2) 道路の損害等については、受注者は道路管理者と協議して、受注者の負担にて復旧する。既存建築物、工作物その他工事中に損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。

13 契約不適合等調査

工事目的物の引渡し日から 2 年以内（設備機器本体等については 1 年以内）に区が契約不適合等調査（契約約款第 41 条第 1 項に規定する契約不適合及び不具合の有無を確認するための調査をいう。）を行う場合は、受注者は立会うものとする。

14 関係者への広報等

- (1) 工事の施工に当たって、受注者は地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報等が必要な場合は工事着工前に相当な準備期間を持って速やかにこれを行う。
- (2) 工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められた場合、または苦情があった場合、受注者は直ちに対応し、誠意をもってその解決に当たる。
- (3) 工事の施工上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、受注者の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。
- (4) 上記(1)から(3)までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書を作成するなど明確にし、その経過を遅滞なく監督員に報告する。

15 区主催行事等への協力

区が主催する行事（起工式、落成式など）を行う場合、受注者は監督員の指示により、会場設営、準備、片付けなどに協力する。また、国庫補助事業等の会計検査、工事監査及び安全衛生パトロール等の資料作成や現場視察等にも協力するものとする。

16 工事現場の安全管理

- (1) 受注者は契約締結後遅滞なく、緊急時の連絡先を監督員に提出する。
- (2) 受注者は、夜間及び荒天時は現場の安全管理に、特に注意する。また、現場内外共に危険と認められる場所には、注意、危険、通行禁止等の標示を行う。
- (3) 工事車両の出入りに際して、受注者は必ず専従員をつけて安全に誘導する。また、重量物の搬入に際しては、各官公庁の届出等を早めに行い、実施にあたっては、原則として監督員の立会いのもとに行う。
- (4) 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、原則として常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻面について手すり、中さん及び幅木を設置することとする。設置した足場は日常的に点検し、事故の防止に努める。また、足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者等が行うこととする。
- (5) 受注者は、別契約の関係受注者の定置する足場及びさん橋の類を貸与及び借用する場合は、事前に関係受注者と協議し、施工上の調整を図るものとする。
- (6) 高所作業を伴う施工は、労働安全衛生規則等を順守し、安全管理を徹底すること。
- (7) 高所作業においては、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）に適合した器具を使用すること。

17 使用材料の品質等

- (1) 受注者は、「材料検査実施基準（新宿区総務部施設課）」に基づく材料検査で合格した材料等を使用する。
- (2) 受注者は製作する各機器について、あらかじめ承諾函等により監督員の承諾を得るものとする（機器は、監督員が承諾した後に製作すること。）。)

18 建設重機等の使用

(1) 排出ガス対策型建設機械

ディーゼルエンジン出力が 7.5～260kw（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）で、以下に示す一般工事用建設機械を使用する場合、受注者は排出ガス対策されたものを使用する。

- ア 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む）
- イ 空気圧縮機（可搬式）
- ウ ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

- エ バックホウ
- オ ホイールローダ
- カ ブルドーザ
- キ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- ク ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

（「道路運送車両法」(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

(2) 低騒音・低振動型建設機械

建設機械を使用する場合、受注者は「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第 1536 号）」に基づき指定されている低騒音・低振動型建設機械を使用する。

19 新宿区環境マネジメントの取組み

区は新宿区環境マネジメントを構築し、区の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。受注者は、業務管理や施工管理を行うにあたり、地球環境保全に十分配慮するものとし、契約金額が 500 万円以上の場合は「環境配慮調査票」を監督員に提出する。

20 室内空気汚染対策等

受注者は揮発性有機化合物等の室内の化学物質抑制対策を、以下のとおり行う。

- (1) 内装仕上げに使用する材料は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項に定める材料（F☆☆☆☆）とする。
- (2) 接着剤、塗料等を使用する際には使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を確保する。
また施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散したホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物を室内に滞留させないようにする。
- (3) 濃度測定実施の結果、厚生労働省の定める室内濃度測定指針値「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について（通知）（平成 31 年 1 月 17 日 薬生発 0117 第 1 号）」を超過した場合は、当該内装仕上げの使用材料の SDS(安全データシート)等を、監督員に提出する。
- (4) 内装仕上げの使用材料は、他の材料等からの揮発性有機化合物等の吸着を防止するため、十分な現場管理を行う。
- (5) 室内濃度測定を行う場合、別に定める「新宿区建築及び設備工事における揮発性有機化合物等濃度測定要領（新宿区総務部施設課）」により実施する。

21 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

21-1 建設リサイクル法に係る手続き

受注者は本工事の施工に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工

事)」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。

建設リサイクル法第9条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。）第2条に規定された規模以上の建設工事の該当の有無は次による。

該当しない。

該当する。

なお、該当する工事である場合、受注者は建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」を作成し、工事に着手する前に監督員へ提出し、施設課内の決裁後に「新宿区都市計画部建築指導課」又は「東京都都市整備局市街地建築部建築指導課」（以下「通知受理窓口」という。）に提出する。その際、通知受理窓口から返却された副本を監督員へ提出する。また、通知受理窓口から交付される「通知済シール」を、工事現場に掲示した工事標識に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし、廃棄する。

21-2 リサイクル計画及びリサイクル報告における手続

(1) リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成等

受注者は下記の要件に該当する場合に、リサイクル計画書を作成し、契約締結後に速やかに監督員に提出する。また、工事完了時に、リサイクル実施状況等について必要事項を取りまとめたリサイクル報告書を作成し、監督員に提出する。リサイクル計画書及びリサイクル報告書の表紙は、処理基準（工第22号様式及び工第23号様式）による。その他の様式は、ガイドラインによる。なお、ガイドライン中「施工計画書」とあるのは「リサイクル計画書」に読み替える。

<要件>

- ・50 t以上の砕石を搬入する工事
- ・20 t以上の過熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ・100 m³以上の土砂（しゅんせつ土を含む）が発生する工事
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物の合計重量が20 t以上発生する工事
- ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり1 t以上搬出する工事

(2) リサイクル計画書の添付書類

受注者はガイドラインに基づき以下の関係書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、リサイクル計画書に添付して提出する。

ア 再生資源利用計画書

イ 再生資源利用促進計画書

ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

エ 建設発生土搬出のお知らせの写し（建設発生土を100 m³以上搬出し、搬出先の自治体が提出を求める場合）

オ 有害物質のチェックリスト

(3) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

受注者は、工事完了時にリサイクル実施状況等についてガイドラインに基づき以下の関係書類を作

成し、監督員に内容の確認を受け、リサイクル報告書に添付して提出する。

ア 再生資源利用実施書

イ 再生資源利用促進実施書

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、受注者は事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

(ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合

(イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合

(ウ) 現場内で分別を行わない場合

(4) 「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

受注者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成が必要な場合は、COBRISの登録を行う。施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、COBRISにより「再生資源利用[促進]計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

(問合せ先)

一般財団法人日本建設情報総合センター建設副産物情報センター(カスタマーセンター)

所在地：〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階

電話：03-3505-0416 FAX：03-3505-0520

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail：recycle@jacic.or.jp

21-3 建設発生土

工事現場外に搬出する建設発生土の取扱いは、次による。

建設発生土の搬出はない。

建設発生土の搬出は、別記1による。

21-4 マニフェスト等による報告

(1) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(2) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(3) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

(4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

21-5 東京都環境物品等の調達推進

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）（最新版）」に基づき、予定価格（起工額）が500万円以上の場合、受注者は、環境物品等（「特別品目」、「特定調達品目」、「調達推進品目」）の使用に努めること。契約締結後、速やかに環境物品等使用予定チェックリスト（最新の都様式）を、その調達が完了したときは環境物品使用実績チェックリスト（最新の都様式）を監督員に提出する。

22 石綿に係る事前調査

石綿含有建材の取扱い及び事前調査及び提出書類等は、「石綿処理に係る工事仕様書（新宿区総務部施設課）（以下「石綿仕様書」という。）による。また、これにより難しい事項については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課）（最新版）（以下「石綿マニュアル」という。）」による。なお、本工事における事前調査の結果は、石綿事前調査結果報告システムによる報告を行うこと。

(1) 分析調査の方法は、「新宿区石綿分析調査実施基準」による。

(2) 事前調査の参考資料の提供又は貸与については、以下の通りとする。

■「一般建築物石綿含有建材調査者」の資格を持つ者が、建物全体の建材について目視可能な範囲で書面調査、目視調査を実施しており、調査結果（石綿含有建材一覧表、石綿含有建材位置図面、含有判断根拠資料 等）を貸与できる。

現存する設計図書等のみ貸与できる。

平成18年9月1日以降に新築工事の着手をしており、それを示す資料を貸与できる。

本工事は事前調査の対象外であると想定している。

(3) 石綿含有建材の有無及び分析調査の内容は、以下の内容を想定している。受注者及び事前調査を行った者は、書面調査及び目視調査により必要と判断した分析調査の内容が、以下の内容と異なった場合は、監督員と協議を行い、分析調査の内容等を決定する。

石綿含有吹付け材（レベル1石綿含有建材）有（みなし施工を含む）

石綿含有保温材等（レベル2石綿含有建材）有（みなし施工を含む）

■ 石綿含有成形板等（レベル3石綿含有建材）有（みなし施工を含む）

石綿含有建材は無し

【分析調査の内容（想定）】

分析調査を実施しない

■定性分析 JIS A 1481-1 を実施 検体数（想定） _____ 3 検体

■定量分析を実施しない

定量分析 JIS A 1481-4 を実施 検体数（想定） _____ 検体

定量分析 JIS A 1481-5 を実施 検体数（想定） _____ 検体

定性分析 JIS A 1481-2 を実施 検体数（想定） _____ 検体

定量分析を実施しない

定量分析 JIS A 1481-3 を実施 検体数（想定） _____ 検体

(4) 工事着手後、新たに石綿の使用が懸念される箇所を見つけた場合、受注者は速やかにその旨を監督員に報告し、協議したうえで適切に対処する。

23 石綿対処

石綿含有建材の除去工事等は、標準仕様書第 29 章及び「石綿仕様書」による。これにより難しい又は記載のない事項は、23-1～23-5 のうち、「■」の建材の除去工事を適用し、工法等についても「■」を適用する。

なお、工事完了後に除去した建材の位置と範囲をしゅん工図に記載して、監督員に提出する。

23-1 石綿含有吹付け材の除去

石綿含有吹付け材の除去は、標準仕様書第 29 章第 3 節及び石綿仕様書による。これにより難しい事項は、以下による。

(1) 作業場の隔離等

・ _____

(2) 除去工法

・ _____

23-2 石綿含有保温材等の除去

石綿含有保温材の除去は、標準仕様書第 29 章第 4 節及び石綿仕様書による。これにより難しい事項は、以下による。

・ _____

石綿含有配管保温材及びガスケット等の除去方法は、次による。

非石綿含有部での切断による除去

グローブバックを使用して除去

■23-3 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等の除去は、標準仕様書第 29 章第 5 節及び石綿仕様書による。これにより難しい事項は、

以下による。

(1) 養生

作業場所の周辺の養生は次による。

・

(2) 工法

やむを得ず、原形のまま取り外しをせず、切断や破砕を行い、運搬及び廃棄する場合の湿潤化の方法は、次による。

■ 粉じん飛散抑制剤の散布

□ 水噴霧による湿潤化

□ 散水による湿潤化

(3) 処分

石綿含有せっこうボードの処分は標準仕様書 1. 1. 16(2)キ、石膏含有石膏ボードを除く石綿含有成形板の処分は、標準仕様書 1. 1. 16(2)オによる。これにより難い事項は、以下による。

・

□23-4 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上材の除去は、標準仕様書第 29 章第 6 節及び石綿仕様書による。これにより難い事項は、以下による。

除去方法及び養生方法等は、次による。

・

□23-5 その他

建材名及び除去方法等は、次による。

・

24 石綿粉じん濃度測定

■実施しない

□以下の測定方法及び回数で実施する。

石綿粉じん濃度測定は、石綿仕様書による。また、浮遊石綿濃度を測定する場合の測定場所、測定時期及び測定箇所数は次による。

【浮遊石綿の測定場所、測定時期、測定箇所数】

測定場所	測定時期 (回)			測定箇所数 (地点)
	作業前	除去 作業中	作業後 (区画解放前)	
敷地境界 (集じん・排気装置の排出付近を含む)	1	1	1	

施設の周辺 4 方向の場所				
施工区画内	1	特に石綿濃度が高くなる恐れ等がある場合。	1	
施工区画直近の外周（前室の入口、集じん・排気装置の排気口）	1	1	1	
集じん排気装置設置場所の変更位置	1	1	1	

なお、測定機関は、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。

25 その他注意事項

(1) 共通事項

ア 受注者は、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（平成 8 年新宿区条例第 43 号）」により喫煙が禁止されている路上、公園（2,000 m²以上の一部のものを除く）における業務関係者の喫煙禁止を徹底し、条例違反とならない喫煙場所を選定するなど、必要な措置を講じなければならない。

イ 受注者は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領（平成 28 年 2 月 22 日 新宿区訓令第 3 号）」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

ウ 本工事は、以下のいずれかの工事として取り組むこと。なお、週休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2 日が達成できなかった場合は、労務費補正分を減額変更する。

① 週休 2 日を促進することを目的とし、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する、「週休 2 日促進工事」。詳細は「新宿区週休 2 日促進工事实施要領」を参照すること。

② 週休 2 日を促進することを目的とし、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する、「週休 2 日交替制工事」。詳細は「新宿区週休 2 日交替制工事实施要領」を参照すること。

(2) 電気設備に係る事項

電気設備工事に係る施工は、「令和 5 年版 東京都電気設備工事標準仕様書」に基づき実施し、これに定めのない事項、又はこれにより難しい事項については、以下による。

ア 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を配置する。

イ 分電盤、開閉器盤等及びキュービクルの仕様

(ア) 外扉の鍵は、原則として以下のとおりとするが、その決定は承諾図にて行う。

a 分電盤、開閉器盤等：HL-40 もしくは A-312-2 相当品とする。

b キュービクル：HL-60 もしくは A-312-1 相当品とする。

(イ) 塗装色は、原則として以下のとおりとするが、その決定は承諾図にて行う。

a 外側、内扉表側、外扉裏側(内扉有り)：標準色

b 内側、内扉裏側、外扉裏側(内扉無し)：マンセル 10R5.5/14.5 (近似)

(ウ) 鋼板の厚さは、原則として 2.3mm 以上とするが、その決定は承諾図にて行う。ただし、中扉の

厚さについては1.6mm以上とする。

ウ 屋外に配管・ボックス類を設置する場合、受注者は将来外壁吹付作業等が出来るよう、架台等を使用し外壁面から適切な距離を確保する。また使用材料は全て屋外型とする。

エ 改修工事の場合、防災・防犯に係る電気設備は工事期間中もその機能を維持させるものとし、受注者は必要に応じて仮設工事を行う。

オ 照明器具を取替える場合、受注者は工事後に照度測定を行い、その結果を記録し、報告する。なお、工事前の照度測定は、監督員の指示によるものとする。

カ PCB使用機器（トランス・コンデンサー・蛍光灯安定器等）が発生材として生ずる場合、受注者は監督員に速やかに報告し、その指示に従う。

キ イオン化式感知器が発生材として生ずる場合、受注者は監督員に速やかに報告するとともに、その製造会社に引き渡す。なお、製造会社が不明等の理由により引き渡すことができない場合、公益社団法人日本アイソトープ協会に引き渡し、その処分を行う。

ク 蛍光灯、水銀灯が発生材として生ずる場合、そのリサイクルを行うため、受注者は廃蛍光管類処理事業者に委託し、その処分を行う。

ケ 小型充電式電池の回収及びリサイクル処理については、契約締結後に監督員と協議する。

(3) 機械設備に係る事項

機械設備工事に係る施工は、「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」に基づき実施し、これに定めのない事項、又はこれにより難しい事項については、以下による。

ア 業務用冷凍空調機器のフロン類の処理については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、業務用冷凍空調機器のフロン類を大気中に放出することなく、適切に回収・処理すること。

(ア) フロン類を回収する際に、業務用冷凍空調機器の事前確認（台数・設置場所）を行い、発注者（管理者）に書面で提出すること。

(イ) 行程管理票の様式を提出すること。

(ウ) 発注者（管理者）が委託確認書に必要事項を記入後、委託確認書を交付するので、第一種フロン類引渡受託者等の必要事項を記入し、第一種フロン類充填回収業者に回付すること。なお、フロン類の引渡しを他のものに委託する場合は、必ず発注者（管理者）に承諾を得ること。

(エ) 第一種フロン類充填回収業者が発行した引取り証明書の写しと回収の現場写真を、委託確認書を交付した日から90日以内（解体工事以外は30日以内）に提出すること。なお、事前に確認した台数と、引取証明書に記載された台数に差異がないことを確認すること。

イ 建物導入部の主要給排水管に係る工事がある場合、受注者はその給排水管にゴム製フレキシブルジョイントを取り付け、地震に対応できるようにする。

ウ 厨房、浴室などの多湿箇所の排気ダクトに係る工事がある場合、受注者はその継ぎ目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要に応じて水抜き管を設ける。

エ 機器、配管等の耐震支持は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」及び「東日本大震災による設備被害と耐震対策報告書」に基づいて施工すること。なお、施工が困難な場合等は事前に監督員と協議を行うこと。

オ あと施工アンカーについて、施工前に施工要領書を提出し、承諾を受けること。

26 工事概要

別紙仕様書のとおり

27 施工条件等

(1) 工程関係

- ・プラネタリウム室は、契約締結日の翌日以降に施工すること。
- ・プラネタリウム室は、令和9年5月31日までに工事を完了すること。
- ・現時点で工事期間中の停電日は定まっていないが、別途通知するため、当該施設の停電日は、作業を行わないこと。
- ・契約締結後速やかに、監督員及び施設管理者と打ち合わせを行い、工程、作業時間、工事場所及び施設利用者の安全管理等を協議すること。
- ・契約締結後速やかに、施工計画書及び工程表を提出すること。
- ・ライフライン及び建築設備の停止を伴う場合は、事前に監督員及び施設管理者の了解を得ること。
- ・作業日の調整において、特に学校行事及び学校開放等が無い休日に工事を行う場合は、施設を開錠する人材の手配が必要となるため、必ず事前に施設管理者と調整の上、日時を決めること。
- ・新宿区の休日を定める条例第1条第1項に規定する新宿区の休日に施工を行う場合は、原則として当該日の7日前までに「休日等の工事施工届」を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ・プラネタリウム室は、各年度末までに予定している工程が完了したときに一部完了検査を受けること。

(2) 安全管理関係

- ・火気には特に注意を払い、必要に応じて消火器等の消火設備を配置すること。
- ・工事期間中は、当該施設は通常業務を行っているため、災害防止養生等を行い、施設利用者の安全管理に十分に注意すること。
- ・工事期間中は、工事場所における工事関係者の入退を管理すること。
- ・工事場所においては、作業員は腕章等を身に着け、当該工事の関係者と判別できるようにすること。

(3) 施工関係

- ・当該工事は別途関連工事があるため、受注者は工程・作業箇所についてお互いに調整し、円滑に工事を進めること。
- ・施工に疑義が生じた場合は、受注者が施工計画又は方針等を検討した後に、監督員と協議した上で施工すること。事前に承諾されていない工事は、施工しないこと。
- ・定置した仮設足場、養生及びバリケードフェンス等は、別途関連工事と共用し、お互いに無償で使用すること。
- ・躯体に穴開けを行う場合は、事前に放射線透過等による非破壊検査を行う。その際は、検査前に施工要領書を提出し、承諾を受けること。また、放射線照射源及び被照射体から上下階を含む半径5m以内の場所は、原則立入禁止とし、監督員及び施設管理者の承諾を受けること。

- ・搬出入及び揚重作業等の際は、必要な養生を行い、破損又は陥没が生じた場合は補修をすること。
- ・発注者は工事場所で受注者の施工において消費する、電気、ガス及び上水は、支給する。
- ・工事完了時には、工事場所及びその周囲の清掃を十分に行うこと。
- ・備品等を仮移設した場合は、当該場所の施工完了後に原状に戻すこと。
- ・本工事に伴う官公庁等の各書類は、必要に応じて提出すること。
- ・本工事に関連する他業種部分の工事の仕様は、東京都電気設備工事標準仕様書及び東京都機械設備工事標準仕様書の最新版による。
- ・工事車両は、原則コインパーキングに駐車すること。
- ・受注者の作業員用トイレは、新宿区教育センター8階を使用する。必要に応じて養生を行い、工事完了後は現状に戻すこと。
- ・資材置き場は、契約締結後に新宿区と協議のうえ決定する。必要に応じて仮囲いや養生を行い、立ち入り禁止の掲示等を行うこと。